

令和6年8月6日

大阪市総務局長 吉村 公秀 様

大阪市外郭団体評価委員会

委員長 堀野 桂子

意見書

令和6年8月1日付け大総務第47号により報告のありました社会福祉法人大阪社会医療センター（以下「本件団体」といいます。）に係る変更された中期計画（以下「本件計画」といいます。）の内容について、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱（以下「要綱」といいます。）第13条第9項の規定に基づき、次のとおり意見を述べます。

記

本委員会において聴取した本件計画の算出根拠及び既に第1四半期を終了した今年度の状況を踏まえると、本件計画は、達成可能な蓋然性の高い数値を根拠としたものではなく、収支均衡という目標ありきの数値を元に作成されたものであると言わざるを得ない。

各分野の収支状況を分析し、収益向上のための取組により増加する費用も含め今後の費用及び収益の推移をシミュレーションしたうえで、令和7年度以降も見据えた現実的な目標を設定することが必要である。

以上を踏まえ、本件計画を再度検討し、令和6年9月末までに変更後の中期計画を作成されたい。